

静岡県公立大学法人管理職手当の特例に関する細則

令和8年4月1日 細則第80号

(趣旨)

第1条 この細則は、財政の状況を考慮し、静岡県公立大学法人管理職手当に関する細則（平成19年細則第2号。以下「管理職手当細則」という。）に規定する管理職手当の支給に関する特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理職手当の特例)

第2条 令和8年4月1日から令和9年6月30日までの間、管理職手当細則別表第1に掲げる区分が1種から3種までの職を占める職員の管理職手当の額については、管理職手当細則別表第2の管理職手当の額欄に掲げる額から、当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当については、この限りでない。

(端数計算)

第3条 この細則の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を計算する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。